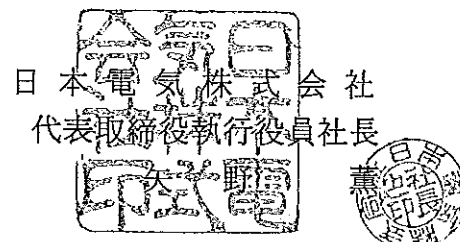


改善報告書

平成 19 年 1 月 26 日

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎 殿



平成 18 年 12 月 22 日付で『平成 19 年 3 月期半期報告書』の提出と『平成 18 年 3 月期中間および通期ならびに平成 19 年 3 月期中間決算』の一部訂正について」により当社の平成 18 年 9 月中間決算短信の訂正を公表した件に関し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条第 3 項の規定に基づき、経緯および改善措置を記載した改善報告書を提出いたします。

1. 訂正に至るまでの経緯等

(1) 会計基準の変更および日本会計基準による中間決算の発表

当社は、1963 年に米国預託証券(ADR)を発行して以来、米国会計基準(以下「米国基準」)に準拠して連結決算を行い、連結財務諸表を開示してまいりました。平成 18 年 3 月期に係る連結財務諸表について、証券取引法に基づく有価証券報告書¹を同年 6 月 22 日に提出いたしました。米国証券取引委員会(SEC)向け年次報告書(Form 20-F)²は、ITソリューション事業における複合契約(multiple element contracts)に含まれる保守・サポートサービスの公正価値について、当社の会計監査人である新日本監査法人(以下「監査法人」)から追加の分析を要求されたことから、監査未了のため未提出となっており、監査法人から、この問題が解決するまで、米国基準による平成 18 年 9 月中間期(以下「本中間期」)の連結決算に対する監査報告書は発行しないとの方針が出されました。

そこで、当社は、日本における証券取引法に基づく開示義務を遵守するため、本中間期から日本法に基づく開示については日本会計基準(以下「日本基準」)により連結財務諸表を作成することを 10 月 24 日に決定の上、公表し、米国基

¹ 我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査された連結財務諸表を含む。

² 米国公開企業会計監視委員会(PCAOB)の監査基準に準拠して監査される連結財務諸表を含む。

準から日本基準への組替え作業に着手いたしました。組替え作業は、限られた短い期間に行う必要があり、しかも当社の既存の連結決算システムは米国基準による決算のために設計されたものであったため、日本基準による決算作業はマニュアルで行わざるを得ず、非常に厳しい状況ではありましたが、経理部門の総力を挙げて組替え作業を実施いたしました。当社は、11月21日までに、中間連結財務諸表作成に係る決算作業完了の確認を終え、また監査法人による監査の進捗についてもキャッシュ・フロー計算書およびセグメント情報を除き、大きなポイントとなるものは終えたとの感触を得ました。そこで、市場からの早期開示に対する期待および同業他社が既に中間決算発表を終えていることなども勘案し、同日、中間決算発表を行いました。

(2) 決算情報の訂正

中間決算の発表後、本中間期に係る半期報告書の作成のため当社は引き続き中間財務諸表の確認作業を実施し、また、監査法人は中間財務諸表監査を進めました。その過程で組替え作業における誤りおよび分割売上に関する計上時期の誤りが発見され、12月11日、監査法人から当社に対し、当社が公表した決算情報の訂正が必要であるとの指摘がありました。監査法人から指摘を受けた誤りは、①日本基準適用時の事務的な誤りによるもの、および②主として分割売上に関する計上時期の訂正であります。このうち、分割売上に関する計上基準は、当社が従来から継続して適用している会計処理でありましたが、昨今の会計基準適用の厳格化のなかで今後は認められないとの指摘を監査法人から受けたものであります。

当社は、監査法人と協議を行った結果、11月21日に公表した決算短信について、下記2.記載の訂正(以下「本件訂正」)を実施することを決定し、以後訂正作業を実施いたしました。訂正後の決算値に基づく中間財務諸表につきましては、12月19日に開催された監査法人の本部審査を経て、同月22日午前、有用意見が付された監査報告書を受領いたしました。これを受け当社は、同日開催の臨時取締役会において決算値の修正につき決議を行い、午後3時過ぎに半期報告書の提出を行うとともに、午後3時25分に東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)により本件訂正を発表いたしました。

なお、本件訂正につきましては、同日夕刻、東京証券取引所内兜倶楽部において報道機関に対する会見を行い、また双方向の電話会議システムにより証券アナリスト等に発表いたしました。さらに、本件訂正内容については、公表後速やかに当社ホームページに掲載いたしました。

2. 訂正の内容

(1) 訂正の概要

本件訂正の対象となった会計期間は、平成18年9月中間期、平成17年9月中間期および平成18年3月期であります。

本件訂正の結果、連結業績につきましては、平成18年9月中間期の売上高は60億円減少し、2兆2,216億円となりました。営業利益は14億円増加し75億円、経常損失は17億円改善し118億円の損失、税金等調整前中間純利益は32億円減少し16億円、中間純損失は25億円悪化し99億円の損失となりました。

平成17年9月中間期の税金等調整前中間純利益は3億円減少し78億円、中間純損失は11億円改善し3億円の損失となりました。

平成18年3月期の売上高は1億円増加し、4兆9,300億円となりました。営業利益は3億円減少し725億円、経常利益は23億円減少し150億円、税金等調整前当期純利益は6億円減少し517億円、当期純損失は50億円悪化し101億円の損失となりました。

また、個別決算への影響につきましては、平成18年9月中間期の売上高は63億円減少し、1兆197億円となりました。営業損失、経常損失および税金等調整前中間純損失は24億円減少し、それぞれ169億円の損失、135億円の損失、223億円の損失となりました。中間純損失は15億円悪化し81億円の損失となりました。

(2) 日本基準適用時の誤り

従来米国基準から日本基準に変更する際、短期間で複数年度の決算を行ったことに加え、米国基準による決算を前提として構築した「連結決算システム」が使用できずマニュアル作業になったこと、日本基準による初めての連結決算であり理解不足があったこと等により、日本基準の適用に誤りが生じました。

主な誤りの内容は次のとおりです。

- ① 一旦米国基準で作成した連結財務諸表を日本基準へ組替える際に生じた修正漏れ

(イ) 構造改革費用

中国における携帯電話端末事業の縮小に関する構造改革に伴い発生した発注済みの部品・開発費は営業費用にて処理し、固定資産の除却を営業外費用にて処理しておりました。これらを日本基準では特別損失に修正すべきところ漏れが生じました。

これにより、平成18年9月中間期の営業利益が34億円改善、経常損失が38億円改善しますが、税金等調整前中間純利益への影響はありません。

ん。

(D) 子会社による厚生年金基金の代行返上

子会社の厚生年金基金の代行返上に係る処理を営業外収益に表示しておりました。これを日本基準では特別利益に修正すべきところ漏れが生じました。

これにより、平成 18 年 3 月期の経常利益が 20 億円悪化しますが、税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(H) 未実現損益の消去のセグメント間配賦に係る訂正

同一セグメント内の会社間取引による内部未実現利益に関し、当初、セグメント外の「消去または全社」で控除しました。これは、内部管理上重要性のない未実現の消去作業を全社一本で効率化しており、米国基準のマネージメントアプローチにより、そのまま外部公表にも使用していたことによります。今回、セグメント内で消去するように訂正しました。

これによる全社の損益の影響はありませんが、平成 18 年 9 月中間期のセグメント損益では、「IT/NWソリューション」が 4 億円悪化、「エレクトロニクスデバイス」が 17 億円悪化、「その他」が 7 億円悪化し、セグメント間損益の消去が 28 億円改善します。

② 連結修正仕訳に関する誤計算を含む誤り

(イ) 子会社に係る税効果等

累積損失があり、繰延税金資産に対し評価引当金を計上しなければならない会社に関し、連結決算手続きにおいて、引当金計算を誤りましたので、今回訂正しました。

これにより、平成 17 年 9 月中間期の中間純損失は 10 億円改善し、平成 18 年 3 月期の当期純損失は 48 億円悪化します。

(ロ) 事業再編時の持分変動利益

上場子会社のNECネットエスアイ㈱と非上場子会社のNECテレネットワークス㈱との株式交換による持分変動を計算する際、誤りがありましたので、訂正しました。

これにより、平成 18 年 9 月中間期の税金等調整前中間純利益および中間純損失が 10 億円悪化します。

(3) 売上計上時期の一部訂正

平成 18 年 9 月中間期から「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 17 号)を適用することとしたため、当該基準が要求する①分割検収による売上の要件を満たしていないと判断した取引お

よび②船積みにより所有権が移転する取引のうち、現地での調整未完により入金に至っていないため、売上計上を入金が確実となる時点まで繰り延べるべきであると判断した取引につき訂正を行いました。

これにより、連結業績について、平成18年9月中間期の売上高は63億円減少し、営業利益、経常損失および税引前当期純利益がそれぞれ24億円の減少、また、中間純損失が15億円の悪化となりました。

個別決算も、同様に、平成18年9月中間期の売上高は63億円減少し、営業損失、経常損失および税引前当期純損失がそれぞれ24億円の悪化、また、中間純損失が15億円の悪化となりました。

① 分割検収による売上の要件を満たしていないと判断した取引

IT/NWソリューションのシステム品の売上計上において、機器およびソフトウェアの明細が当初の契約書では明確に区分されず、最終的な契約書では区分して規定された案件がありました。

これは、見積りの段階では各要素毎の契約内容を明確にせず、生産開始を優先させ、その後の交渉の中で明確にしていくという契約の進め方によるものです。

当社としては、成果物の引渡し時までに分割検収の要件が契約書に規定された案件については、顧客の検収書に基づいて売上を計上していました。これに従い、9月までに機器を出荷し、顧客から検収書を入手したものについて、売上を計上しました。

しかしながら、監査法人から、ソフトウェアの出荷・検収が10月以降となるものにつき、機器について分割して売上計上が可能か否かは、当初の契約書において機器およびソフトウェアの明細が区分して規定されているかどうかで判断すべきとの指摘があったため、機器についての売上計上を繰り延べる訂正を行いました。

これは、実務対応報告第17号にある「事前の取り決め」を厳格に解釈したことによります。

② 船積みにより所有権が移転する取引のうち、売上計上を入金が確実となる時点まで繰り延べるべきであると判断した取引

通信機器の売買と現地での据付・調整工事がひとつの契約の対象になっている商社経由の輸出取引に関し、当社は、機器の所有権が商社に移転する船積み時に、機器の売上を計上していました。

この機器代金は、現地での据付工事が完了し、現地顧客から商社に入金された後、商社から当社に入金されます。

これらの取引のうち、船積みから入金までに時間を要するものがあり、監査法人から、据付・調整工事が完了し、商社経由での当社への入金が確実と

なるまで売上を繰り延べるべきとの指摘があったため、訂正を行いました。

これは、実務対応報告第 17 号にある「売り手が財を引き渡し、現金や金銭債権の取得等により対価の成立した段階」を厳格に解釈したことによります。

3. 今回の訂正が投資家および証券市場に与えた影響についての認識

当社は、平成 18 年 12 月 22 日に本件訂正を TDnet により開示した後、同日夕刻、経理担当執行役員 2 名（執行役員専務および執行役員）による会見を、東京証券取引所内兜倶楽部において報道機関を対象として、また、双方向の電話会議システムにより証券アナリスト等を対象として行い、本件訂正の背景および内容の詳細ならびに影響等の周知を図りました。しかしながら、公表済みの決算短信について本件訂正を行ったことにより、株主、投資家およびその他の関係者の皆様にご迷惑をおかけし、また、株式市場の信頼を損ねましたことについて、深く反省しております。

4. 不正確な情報開示を行った原因および社内管理体制上の問題

当社は、上記 1. (1) に記載の事情により昨年 10 月に至り急遽会計基準を米国基準から日本基準に変更いたしました。①日本基準での連結決算システムを利用できない状況において当初の予想を大幅に超えた作業量および複雑な処理に直面したこと、②監査対応にも当初の想定を超えた時間を要したことおよび③このような非常事態に対応するための日本基準に習熟した経理要員の配置等が十分でなかったことなどが重なったことが本件訂正の原因となりました。売上計上時期の訂正に関しては、④お客様毎に異なる複雑な契約形態があるため新しい会計規則への対応が遅れていたこと、社内でのチェック体制が不十分であったことなどの社内管理体制上の問題もありました。総じて言えば、当社の力不足が本件訂正という事態を招いたものと認識しております。当社といたしましては、本件訂正に至った経緯を真摯に受け止め、今後、下記 5. 改善措置に記載のとおり、改善を進めてまいります。

5. 改善措置

上記 4. 記載の原因および問題に対し、今後、次の改善措置を実施してまいります。

(1) 上記 4. ①に対し、

- 平成 18 年度第 3 四半期決算(平成 18 年 12 月期)から、日本基準に対応する連結決算システムの基本的機能（個別財務諸表の結合、内部取引の消

去等)の利用を始めました。平成20年1月を目標に、決算業務の効率化のため、自動処理機能(少数株主損益、キャッシュ・フローの計算、開示資料の作成等)などシステムが保有する機能の利用拡大を進めます。

- 平成20年1月から子会社の財務情報をオンライン化します。これにより、従来、全ての連結会社の財務データを電子メールで収集後、連結決算システムにリンク処理していたものを、連結会社がオンラインにて直接入力するリアルタイム処理とし、情報の精度向上を図ります。

(2) 上記4.②に対し、

- 監査の厳格化により長期化している監査時間対応のため、売買契約書・検収書・入金確証の一元管理および準備作業の充実など監査対応の効率化にすでに着手しており、監査対応の前倒しを行うことにより、監査完了の早期化を図ります。

(3) 上記4.③に対し、

- 本社の決算担当者を増員します。平成18年12月末現在の12名(連結7名、個別5名)を、平成19年1月上旬に3名増員し15名としました。さらに、平成19年3月までに決算担当者5名の増員を行います。
- 事業部門を担当するビジネスユニットの経理部門の人員についても、平成19年4月以降に増強(10名程度)を図ります。
- 人員の増強に合わせて、連結仕訳等に対する経理部におけるチェック体制の強化、新しい会計基準の遵守・徹底のための専任者を平成19年3月までにアサインします。
- 現在実施している第三者によるWeb教育、および、後述のグローバル・アカウントティング・マニュアルの教育など新規プログラムを含む社内教育の継続・拡大、また、社外講習への積極的かつ継続的な参加などにより、経理部員の教育を充実させます。
- 重要な会計処理について、平成19年2月までに、グローバル・アカウントティング・マニュアル(約400頁)を作成し、国内外の当社グループ各社に配付して、その周知徹底を図ります。

(4) 上記4.④に対し、

- 売上計上の審査および承認を担当する事業部レベルの組織として、平成19年1月5日付で営業管理本部を設置いたしました。同本部は、正しい売上計上を行うための全社レベルでの統制および営業担当と受注・売上・入金計上担当の職務分離のさらなる徹底を図り、また、全社横断的

な営業プロセスの標準化・効率化を推進します。

当社といたしましては、上記の改善措置を実施することにより、今後、適正な決算処理および適時開示を行うよう万全を期し、皆様からの信頼回復に全力を尽くしてまいります。

以 上